

特定非営利活動法人箱崎自由学舎 ESPERANZA 組織規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人箱崎自由学舎 ESPERANZA（以下、当法人という。）の定款第20条第1項の規程に基づき、当法人の事務局の組織について必要な事項を定め、事務局の健全な運営を図ることを目的とする。

(職制)

第2条 事務局に代表、副代表、課長を置く。

(代表)

第4条 代表は、事務局の事務を統括する。

- 2 代表の任免は理事会が行う。
- 3 事務局に、副代表を置くことができる。
- 4 代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、副代表がその職務を代行する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1. この規程は、令和5年9月1日から施行する。